

岐阜地方最低賃金審議会委員名簿（第54期）

令和6年5月1日現在

| 区 分 | 氏 名 | 職 業 等 |
|---------|---------|--------------------------|
| 公益代表委員 | 青 木 政 浩 | 株式会社岐阜新聞社 元論説委員長 |
| | 栗 山 知 | 弁 護 士 |
| | 高 橋 勉 | 岐阜協立大学経済学部 教授 |
| | 寺本 和佳子 | 弁 護 士 |
| | 宮坂 果麻理 | 朝日大学法学部 准教授 |
| 労働者代表委員 | 和 泉 真 行 | UAゼンセン岐阜県支部 常任 |
| | 奥 村 真 一 | 岐阜車体工業労働組合 執行委員長 |
| | 北 島 あづさ | 自治労全国一般評議会岐阜一般労働組合 執行委員長 |
| | 栗 本 理 花 | 日本労働組合総連合会岐阜県連合会 副事務局長 |
| | 村 上 正 春 | 川崎重工労働組合岐阜支部 執行委員長 |
| 使用者代表委員 | 大 脇 哲 也 | 岐阜県商工会連合会 専務理事 |
| | 川 本 敏 | 岐阜県中小企業団体中央会 専務理事 |
| | 澤 村 俊 夫 | 一般社団法人岐阜県経営者協会 総務部長 |
| | 竹 中 拓 也 | 太平洋工業株式会社 人事部主査 |
| | 松 野 英 子 | たんぽぽ薬局株式会社 代表取締役社長 |

※五十音順

岐阜地方最低賃金審議会
運営小委員会委員名簿

令和 6 年度

| 区分 | 氏 名 | 現 職 |
|-----------|------------|-------------------------|
| 公益 代表 | ◎宮 坂 果 麻 理 | 朝日大学法学部 准教授 |
| | ○青 木 政 浩 | 株式会社岐阜新聞社元論説委員長 |
| 労働者 代表 | 栗 本 理 花 | 日本労働組合総連合会 岐阜県連合会 副事務局長 |
| | 村 上 正 春 | 川崎重工労働組合 岐阜支部 執行委員長 |
| 使用者 代表 | 澤 村 俊 夫 | 一般社団法人岐阜県経営者協会 総務部長 |
| | 川 本 敏 | 岐阜県中小企業団体中央会 専務理事 |

※ ◎委員長、○委員長代理

岐阜地方最低賃金審議会 運営小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、岐阜地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、岐阜地方最低賃金審議会（専門部会を含む。）における調査審議の円滑、かつ、効率的な運営を目的として、必要な事項を討議するため公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各2名により構成された運営小委員会の運営について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 運営小委員会の会議は、運営小委員長が必要と認めたとき、運営小委員長が召集する。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、運営小委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 運営小委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録の作成)

第4条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、運営小委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(本審議会への報告)

第5条 運営小委員長は、審議の結果について必要と認める事項を運営小委員会に諮り、本審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、運営小委員会の決議に基づいて行うものとする。

(附則) この規程は、令和6年2月20日から施行する。

岐阜地方最低賃金審議会運営規程

- 第1条 この規程は、岐阜地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、岐阜労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者委員、使用者委員及び公益委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。
- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合は、付議事項及び希望期日を、遅くとも当該期日の1週間前までに会長に通知しなければならない。
 - 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。
- 第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をその都度局長に送付するものとする。
- 第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。
- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和5年5月15日から施行する。

令和6年度岐阜地方最低賃金審議会 審議方針

令和6年3月21日

岐阜地方最低賃金審議会は、下記事項に留意し審議を行うものとする。

記

- 1 諮問に係る改正審議に当たっては、専門部会を設置して調査審議を行う。
審議会委員は、専門部会委員の選任について、関係団体が公示期限までに推薦できるように協力するものとする。
- 2 令和6年度において諮問された岐阜県最低賃金については、令和6年10月1日の発効を目途とし、審議の促進に努力する。
- 3 特定最低賃金は、岐阜県全域において適用する。
特定最低賃金の改正等の必要性に係る調査審議については、審議会で行う。
改正等の決定については、全会一致の議決となるよう努める。
- 4 特定最低賃金については、原則として、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、専門部会の決議をもって審議会の決議とするが、専門部会において全会一致で議決されなかった場合には、審議会で決議するものとする。
- 5 令和6年度において諮問された特定最低賃金については、一括して令和6年12月21日の発効を目途とし、審議の促進に努力する。
ただし、新設申出業種については、当該申出の取扱いが決定された時点において、別途協議するものとする。

岐阜地方最低賃金審議会 岐阜県最低賃金専門部会運営規程（案）

- 第1条 この規程は、岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、岐阜労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合は、付議事項及び希望期日を、遅くとも当該期日の5日前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集するときには、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
 - 4 部会長は、専門部会の円滑な運営を図るため、必要に応じて公益会議、公労会議又は公使会議を開催することができる。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
 - 3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、岐阜地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

岐阜地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会運営規程（案）

- 第1条 この規程は、岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、岐阜労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合は、付議事項及び希望期日を遅くとも当該期日の5日前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
 - 4 部会長は、専門部会の円滑な運営を図るため、必要に応じて公益会議、公労会議又は公使会議を開催することができる。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
 - 3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を取ることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、岐阜地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金)

※12月21日(土)発効とするためには、10月23日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

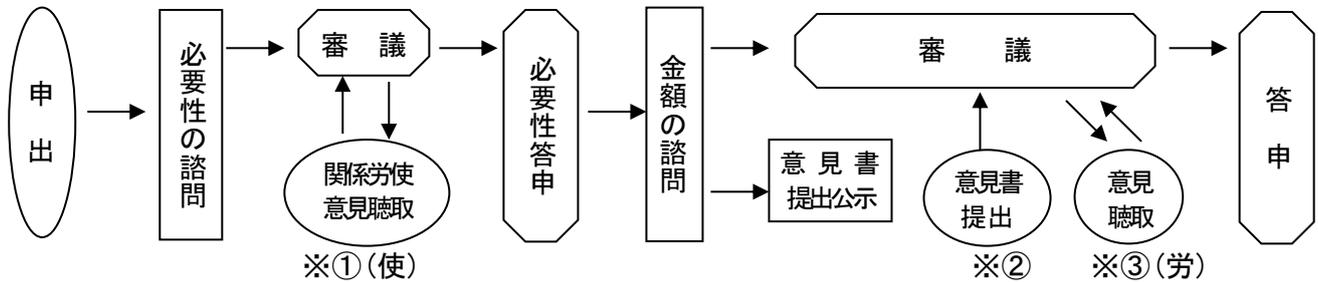
| 答申 (要旨公示) | 15日 | 異議申出 締切 | 10営業日 | 官報 公示 | 30日 | 発効 |
|--------------|-----|------------|-------|-----------|-----|-----------|
| | → | | → | | → | |
| 10月1日(火) | | 10月16日(水) | | 10月30日(水) | | 11月29日(金) |
| 10月2日(水) | | 10月17日(木) | | 10月31日(木) | | 11月30日(土) |
| 10月3日(木) | | 10月18日(金) | | 11月1日(金) | | 12月1日(日) |
| 10月4日(金) | | 10月21日(月) | | 11月5日(火) | | 12月5日(木) |
| 10月5日(土) | | 10月21日(月) | | 11月5日(火) | | 12月5日(木) |
| 10月6日(日) | | 10月21日(月) | | 11月5日(火) | | 12月5日(木) |
| 10月7日(月) | | 10月22日(火) | | 11月6日(水) | | 12月6日(金) |
| 10月8日(火) | | 10月23日(水) | | 11月7日(木) | | 12月7日(土) |
| 10月9日(水) | | 10月24日(木) | | 11月8日(金) | | 12月8日(日) |
| 10月10日(木) | | 10月25日(金) | | 11月11日(月) | | 12月11日(水) |
| 10月11日(金) | | 10月28日(月) | | 11月12日(火) | | 12月12日(木) |
| 10月12日(土) | | 10月28日(月) | | 11月12日(火) | | 12月12日(木) |
| 10月13日(日) | | 10月28日(月) | | 11月12日(火) | | 12月12日(木) |
| 10月14日(月) | | 10月29日(火) | | 11月13日(水) | | 12月13日(金) |
| 10月15日(火) | | 10月30日(水) | | 11月14日(木) | | 12月14日(土) |
| 10月16日(水) | | 10月31日(木) | | 11月15日(金) | | 12月15日(日) |
| 10月17日(木) | | 11月1日(金) | | 11月18日(月) | | 12月18日(水) |
| 10月18日(金) | | 11月5日(火) | | 11月19日(火) | | 12月19日(木) |
| 10月19日(土) | | 11月5日(火) | | 11月19日(火) | | 12月19日(木) |
| 10月20日(日) | | 11月5日(火) | | 11月19日(火) | | 12月19日(木) |
| 10月21日(月) | | 11月5日(火) | | 11月19日(火) | | 12月19日(木) |
| 10月22日(火) | | 11月6日(水) | | 11月20日(水) | | 12月20日(金) |
| 10月23日(水) | | 11月7日(木) | | 11月21日(木) | | 12月21日(土) |
| 10月24日(木) | | 11月8日(金) | | 11月22日(金) | | 12月22日(日) |
| 10月25日(金) | | 11月11日(月) | | 11月25日(月) | | 12月25日(水) |
| 10月26日(土) | | 11月11日(月) | | 11月25日(月) | | 12月25日(水) |
| 10月27日(日) | | 11月11日(月) | | 11月25日(月) | | 12月25日(水) |
| 10月28日(月) | | 11月12日(火) | | 11月26日(火) | | 12月26日(木) |
| 10月29日(火) | | 11月13日(水) | | 11月27日(水) | | 12月27日(金) |
| 10月30日(水) | | 11月14日(木) | | 11月28日(木) | | 12月28日(土) |
| 10月31日(木) | | 11月15日(金) | | 11月29日(金) | | 12月29日(日) |

令和5年度特定最低賃金審議日程表

| 審議会 | 主な議題 | 日時 | 場所 |
|----------------------|--------|------------------|---------------------|
| 第477回 岐阜地方最低賃金審議会 | 金額改正諮問 | 8月7日(月) 11:00~ | 岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室 |
| 第479回 岐阜地方最低賃金審議会 | 金額改正答申 | 10月20日(金) 10:00~ | 岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室 |
| 第480回 岐阜地方最低賃金審議会 | 異議申出対応 | 11月7日(火) 10:00~ | 不開催 (異議申出なし) |

| 特定最賃件名 | 専門部会委員 | | | 日時 | 場所 | |
|-----------------------------------------------|--------|--------|--------|-----|---------------------|---------------|
| | 公益 | 労側 | 使側 | | | |
| 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業 | 青木 政浩 | 栗本 理花 | 小谷 健一郎 | 第1回 | 9月11日(月) 13:30~ | 5階共用 第1会議室 |
| | 高橋 勉 | 志津 修司 | 澤村 俊夫 | 第2回 | 10月5日(木) 14:00~ | 4階 B会議室 |
| | 宮坂 果麻理 | 山田 亮 | 南角 昌克 | 第3回 | 10月16日(月) 13:30~ | 5階共用 第1会議室 |
| 自動車・同附属品 製造業 | 栗山 知 | 奥村 真一 | 竹中 拓也 | 第1回 | 9月11日(月) 13:30~ | 5階共用 第1会議室 |
| | 寺本 和佳子 | 桑山 勝司 | 野原 茂基 | 第2回 | 10月3日(火) 14:00~ | 5階共用 第1会議室 |
| | 宮坂 果麻理 | 齋田 周作 | 星屋 雅人 | 第3回 | 10月12日(木) 13:30~ | 4階 B会議室 |
| 航空機・同附属品 製造業 | 青木 政浩 | 北島 あづさ | 加藤 隆司 | 第1回 | 9月11日(月) 13:30~ | 5階共用 第1会議室 |
| | 高橋 勉 | 西脇 啓二 | 川本 敏 | 第2回 | 10月2日(月) 14:00~ | 5階共用 第1会議室 |
| | 寺本 和佳子 | 村上 正春 | 宮尾 篤 | 第3回 | 10月10日(火) 13:30~ | 5階共用 第1会議室 |

特定最低賃金の審議の流れ



(参考) 令和5年度

7/3

7/27

8/7

8/7

令和6年度日程

| 会 議 (主な議題) | 審 議 | 意 見 書 |
|---------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------|
| 7月29日 本審 (県最賃目安伝達予定日) | 必要性諮問、必要性審議 | |
| 8月5日 本審 (県最賃答申予定日) | 必要性審議 必要性答申・金額改正諮問 | ・ ①(使)の意見書審議 ・ 必要性答申を受けて ②の意見書公示 ③(労)の聴取意見書依頼 |
| 9月9日 特賃合同専門部会 | 金額改正審議 | |
| 第2回特賃専門部会 10/1~8 第3回特賃専門部会 10/9~18 | 金額改正審議 | ・ ①、③の聴取意見書審議 |

※ ①、③は、平成14年12月の中賃報告を受け、平成15年から聴取することで合意した意見書。(平成15年以降①(使)は必要性審議で提出、③(労)は金額審議で提出することとしている。)

②は、法に基づくもの。公示するも、意見書の提出はない。

①、③は、審議会長名で予め確認した関係団体に意見聴取。

令和6年度下半期審議日程(案)

| 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| 日 | 曜日 | 日 | 曜日 | 日 | 曜日 | 日 | 曜日 | 日 | 曜日 | 日 | 曜日 |
| 1 | (火) | 1 | (金) | 1 | (日) | 1 | (水) | 1 | (土) | 1 | (土) |
| 2 | (水) | 2 | (土) | 2 | (月) | 2 | (木) | 2 | (日) | 2 | (日) |
| 3 | (木) | 3 | (日) | 3 | (火) | 3 | (金) | 3 | (月) | 3 | (月) |
| | | | | | | | | | | | |
| 4 | (金) | 4 | (月) | 4 | (水) | 4 | (土) | 4 | (火) | 4 | (火) |
| 5 | (土) | 5 | (火) | 5 | (木) | 5 | (日) | 5 | (水) | 5 | (水) |
| 6 | (日) | 6 | (水) | 6 | (金) | 6 | (月) | 6 | (木) | 6 | (木) |
| 7 | (月) | 7 | (木) | 7 | (土) | 7 | (火) | 7 | (金) | 7 | (金) |
| | | | | | | | | | | | |
| 8 | (火) | 8 | (金) | 8 | (日) | 8 | (水) | 8 | (土) | 8 | (土) |
| 9 | (水) | 9 | (土) | 9 | (月) | 9 | (木) | 9 | (日) | 9 | (日) |
| 10 | (木) | 10 | (日) | 10 | (火) | 10 | (金) | 10 | (月) | 10 | (月) |
| 11 | (金) | 11 | (月) | 11 | (水) | 11 | (土) | 11 | (火) | 11 | (火) |
| | | | | | | | | | | | |
| 12 | (土) | 12 | (火) | 12 | (木) | 12 | (日) | 12 | (水) | 12 | (水) |
| 13 | (日) | 13 | (水) | 13 | (金) | 13 | (月) | 13 | (木) | 13 | (木) |
| 14 | (月) | 14 | (木) | 14 | (土) | 14 | (火) | 14 | (金) | 14 | (金) |
| 15 | (火) | 15 | (金) | 15 | (日) | 15 | (水) | 15 | (土) | 15 | (土) |
| 16 | (水) | 16 | (土) | 16 | (月) | 16 | (木) | 16 | (日) | 16 | (日) |
| 17 | (木) | 17 | (日) | 17 | (火) | 17 | (金) | 17 | (月) | 17 | (月) |
| 18 | (金) | 18 | (月) | 18 | (水) | 18 | (土) | 18 | (火) | 18 | (火) |
| | | | | | | | | | | | |
| 19 | (土) | 19 | (火) | 19 | (木) | 19 | (日) | 19 | (水) | 19 | (水) |
| 20 | (日) | 20 | (水) | 20 | (金) | 20 | (月) | 20 | (木) | 20 | (木) |
| 21 | (月) | 21 | (木) | 21 | (土) | 21 | (火) | 21 | (金) | 21 | (金) |
| 22 | (火) | 22 | (金) | 22 | (日) | 22 | (水) | 22 | (土) | 22 | (土) |
| 23 | (水) | 23 | (土) | 23 | (月) | 23 | (木) | 23 | (日) | 23 | (日) |
| 24 | (木) | 24 | (日) | 24 | (火) | 24 | (金) | 24 | (月) | 24 | (月) |
| 25 | (金) | 25 | (月) | 25 | (水) | 25 | (土) | 25 | (火) | 25 | (火) |
| 26 | (土) | 26 | (火) | 26 | (木) | 26 | (日) | 26 | (水) | 26 | (水) |
| 27 | (日) | 27 | (水) | 27 | (金) | 27 | (月) | 27 | (木) | 27 | (木) |
| 28 | (月) | 28 | (木) | 28 | (土) | 28 | (火) | 28 | (金) | 28 | (金) |
| 29 | (火) | 29 | (金) | 29 | (日) | 29 | (水) | 29 | (土) | 29 | (土) |
| 30 | (水) | 30 | (土) | 30 | (月) | 30 | (木) | 30 | (日) | 30 | (日) |
| 31 | (木) | 31 | (日) | 31 | (火) | 31 | (金) | 31 | (月) | 31 | (月) |

○最低賃金法 <抜粋>

(専門部会等)

第二十五条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
- 3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 第二十三条第一項及び第四項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。
- 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。
- 6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

○最低賃金法施行規則 <抜粋>

(関係労働者及び関係使用者の意見)

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第二十五条第五項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

- 2 最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議(専門部会の会議を含む。)に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。
- 3 第七条の規定は、第一項の規定による公示について準用する。

令和6年度上半期審議日程（変更案）

| 4 月 | | 5 月 | | 6 月 | | 7 月 | | 8 月 | | 9 月 | |
|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 (月) | 1 (水) | 1 (土) | 1 (月) | 1 (木) | 1 (日) | 1 (日) | 1 (木) | 1 (日) | 1 (日) | 1 (日) | 1 (日) |
| 2 (火) | 2 (木) | 2 (日) | 2 (火) | 2 (日) | 2 (日) | 2 (火) | 2 (金) | 2 (月) | 2 (月) | 2 (月) | 2 (月) |
| 3 (水) | 3 (金) 憲法記念日 | 3 (月) | 3 (水) | 3 (月) | 3 (月) | 3 (水) | 3 (土) | 3 (土) | 3 (火) | 3 (火) | 3 (火) |
| 4 (木) | 4 (土) みどりの日 | 4 (火) | 4 (木) | 4 (火) | 4 (火) | 4 (木) | 4 (日) | 4 (日) | 4 (水) | 4 (水) | 4 (水) |
| 5 (金) | 5 (日) こどもの日 | 5 (水) | 5 (金) | 5 (金) | 5 (水) | 5 (金) | 5 (月) | 5 (月) | 5 (木) | 5 (木) | 5 (木) |
| 6 (土) | 6 (月) 振替休日 | 6 (木) | 6 (土) | 6 (土) | 6 (木) | 6 (土) | 6 (火) | 6 (火) | 6 (金) | 6 (金) | 6 (金) |
| 7 (日) | 7 (火) | 7 (金) | 7 (日) | 7 (日) | 7 (金) | 7 (日) | 7 (水) | 7 (水) | 7 (土) | 7 (土) | 7 (土) |
| 8 (月) | 8 (水) | 8 (土) | 8 (月) | 8 (月) | 8 (土) | 8 (月) | 8 (木) | 8 (木) | 8 (日) | 8 (日) | 8 (日) |
| 9 (火) | 9 (木) | 9 (日) | 9 (火) | 9 (火) | 9 (日) | 9 (火) | 9 (金) | 9 (金) | 9 (月) | 9 (月) | 9 (月) |
| 10 (水) | 10 (金) | 10 (月) | 10 (水) | 10 (水) | 10 (月) | 10 (水) | 10 (土) | 10 (土) | 10 (火) | 10 (火) | 10 (火) |
| 11 (木) | 11 (土) | 11 (火) | 11 (木) | 11 (木) | 11 (火) | 11 (木) | 11 (日) | 11 (日) | 11 (水) | 11 (水) | 11 (水) |
| 12 (金) | 12 (日) | 12 (水) | 12 (金) | 12 (金) | 12 (水) | 12 (金) | 12 (月) | 12 (月) | 12 (木) | 12 (木) | 12 (木) |
| 13 (土) | 13 (月) | 13 (木) | 13 (土) | 13 (土) | 13 (木) | 13 (土) | 13 (火) | 13 (火) | 13 (金) | 13 (金) | 13 (金) |
| 14 (日) | 14 (火) | 14 (金) | 14 (日) | 14 (日) | 14 (金) | 14 (日) | 14 (水) | 14 (水) | 14 (土) | 14 (土) | 14 (土) |
| 15 (月) | 15 (水) | 15 (土) | 15 (月) | 15 (月) | 15 (土) | 15 (月) | 15 (木) | 15 (木) | 15 (日) | 15 (日) | 15 (日) |
| 16 (火) | 16 (木) | 16 (日) | 16 (火) | 16 (火) | 16 (日) | 16 (火) | 16 (金) | 16 (金) | 16 (月) | 16 (月) | 16 (月) |
| 17 (水) | 17 (金) | 17 (月) | 17 (水) | 17 (水) | 17 (月) | 17 (水) | 17 (土) | 17 (土) | 17 (火) | 17 (火) | 17 (火) |
| 18 (木) | 18 (土) | 18 (火) | 18 (木) | 18 (木) | 18 (火) | 18 (木) | 18 (日) | 18 (日) | 18 (水) | 18 (水) | 18 (水) |
| 19 (金) | 19 (日) | 19 (水) | 19 (金) | 19 (金) | 19 (水) | 19 (金) | 19 (月) | 19 (月) | 19 (木) | 19 (木) | 19 (木) |
| 20 (土) | 20 (月) | 20 (木) | 20 (土) | 20 (土) | 20 (木) | 20 (土) | 20 (火) | 20 (火) | 20 (金) | 20 (金) | 20 (金) |
| 21 (日) | 21 (火) | 21 (金) | 21 (日) | 21 (日) | 21 (金) | 21 (日) | 21 (水) | 21 (水) | 21 (土) | 21 (土) | 21 (土) |
| 22 (月) | 22 (水) | 22 (土) | 22 (月) | 22 (月) | 22 (土) | 22 (月) | 22 (木) | 22 (木) | 22 (日) | 22 (日) | 22 (日) |
| 23 (火) | 23 (木) | 23 (日) | 23 (火) | 23 (火) | 23 (日) | 23 (火) | 23 (金) | 23 (金) | 23 (月) | 23 (月) | 23 (月) |
| 24 (水) | 24 (金) | 24 (月) | 24 (水) | 24 (水) | 24 (月) | 24 (水) | 24 (土) | 24 (土) | 24 (火) | 24 (火) | 24 (火) |
| 25 (木) | 25 (土) | 25 (火) | 25 (木) | 25 (木) | 25 (火) | 25 (木) | 25 (日) | 25 (日) | 25 (水) | 25 (水) | 25 (水) |
| 26 (金) | 26 (日) | 26 (水) | 26 (金) | 26 (金) | 26 (水) | 26 (金) | 26 (月) | 26 (月) | 26 (木) | 26 (木) | 26 (木) |
| 27 (土) | 27 (月) | 27 (木) | 27 (土) | 27 (土) | 27 (木) | 27 (土) | 27 (火) | 27 (火) | 27 (金) | 27 (金) | 27 (金) |
| 28 (日) | 28 (火) | 28 (金) | 28 (日) | 28 (日) | 28 (金) | 28 (日) | 28 (水) | 28 (水) | 28 (土) | 28 (土) | 28 (土) |
| 29 (月) 昭和の日 | 29 (水) | 29 (土) | 29 (月) | 29 (月) | 29 (土) | 29 (月) | 29 (木) | 29 (木) | 29 (日) | 29 (日) | 29 (日) |
| 30 (火) | 30 (木) | 30 (日) | 30 (火) | 30 (火) | 30 (日) | 30 (火) | 30 (金) | 30 (金) | 30 (月) | 30 (月) | 30 (月) |
| | 31 (金) | | 31 (水) | | | 31 (水) | 31 (土) | 31 (土) | | | |

県最賃異議申出期間（十五日間）
 県最賃関係労使意見申出期間（三週間）
 県最賃専門部会委員推薦期間（三週間）
 特定最賃関係労使意見申出期間・専門部会委員推薦期間（三週間）
 第481回本審14:00
 第482回本審(9:30)
 第1回専門部会(11:00)
 第483回本審(11:00)
 第484回本審(10:00)
 第2回専門部会(13:30)
 第3回専門部会(13:30)
 第4回専門部会(9:30)(予備)
 特賃合同専門部会14:00
 秋分の日
 振替休日

特定最低賃金の適用事業所数、適用労働者数等

令和5年12月1日現在

| 最低賃金の件名 区分 | 適用産業分類 | 適用事業所数 | 適用労働者数 | 申出必要者数 (1/3) |
|------------------------------------------------------|----------------------------|--------|--------|-----------------|
| 岐阜県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金 | E28 E29(E294を除く) E30 | 330 | 11,942 | 3,981 |
| 岐阜県自動車・同附属品 製造業最低賃金 | E311 | 321 | 15,838 | 5,279 |
| 岐阜県航空機・同附属品 製造業最低賃金 | E314 | 64 | 6,034 | 2,011 |

※ 令和3年経済センサス活動調査結果を基に岐阜労働局労働基準部賃金室において推計したもの。

